

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

このたび、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしております。貴職におかれましては、当該取組についてご理解いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が図られるよう、適切な対応をお願いいたします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。



別添

事務連絡
令和2年6月9日

大臣官房	官庁営繕部	各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
		営繕部	計画課長
北海道開発局	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
		空港部	土木建築課長
		建築室長	殿
		機械課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	公共事業調査室	主査
官庁営繕部	管理課	課長補佐
	計画課	企画専門官
港湾局	総務課	課長補佐
	技術企画課	課長補佐
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐
	交通管制部交通管制企画課	課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。）に取扱いを定めたところであるが、当該通達の解釈について、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

4月20日通達1.の実施に当たっては、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、4月20日通達2.の実施に当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

以上

事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について（参考）

このたび、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

別添

事務連絡
令和2年6月9日

大臣官房	官庁営繕部	各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
北海道開発局	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
		空港部	土木建築課長
		建築室長	殿
		機械課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	公共事業調査室	主査
官庁営繕部	管理課	課長補佐
	計画課	企画専門官
港湾局	総務課	課長補佐
	技術企画課	課長補佐
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐
	交通管制部交通管制企画課	課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。）に取扱いを定めたところであるが、当該通達の解釈について、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

4月20日通達1.の実施に当たっては、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、4月20日通達2.の実施に当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

以上